

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年1月25日
香川県知事 浜田 恵造

1. 意見の対象となった届出に係る公告
平成27年9月11日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
2. 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ニトリ高松屋島店
高松市春日町字片田1628番1外
3. 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要
該当なし
4. 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 1. 意見書を提出した者
地元住民(1名)
 2. 意見の概要
店舗に入るために、国道11号を西から来た車が片田交差点でUターンし、歩道を走行して入店することが無いように、道路管理者、警察と協議を行い、必要な措置を講じてもらいたい。

【理由】

店舗予定地に数年前まで別店舗があった時には、国道11号を西から来た車が片田交差点でUターンし、車道内で回りきれないため、幅の広い歩道を利用し、そのまま入店することが頻繁にみられ、大変危険であった。

店舗の少ない現在でもたまに同様の行為がみられる。

ニトリが開店すると、同様の行為が増えると考えられ、歩行者や自転車の通行が大変危険となる。

当該地点は、歩道の幅が構造的に特に広がっており、GSへの入店車両もあるため車の通行が容易となっている。

道路管理者や警察協議を行い、車両の歩道走行ができないように幅を狭めたり、ポールなどを設置するなど必要な措置を講じてほしい。また、開店時には警備員を配置して、歩行者の安全を確保してもらいたい。

5. 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間	平成28年1月25日(月曜日)から同年2月25日(木曜日)まで